

## 予約採用候補者（学部 1 年生） よくある質問集 Q&A

### Q1 説明会の持ち物は？

A1 <全員>

- 平成 31 年度 大学等奨学生採用候補者決定通知  
【注意】説明会で大学等奨学生採用候補者決定通知に現住所を記入するので、  
松本の住所（アパートや寮）は把握しておいてください。
- 平成 31 年度 大学等奨学生採用候補者の皆さんへ「採用候補者のしおり」
- 筆記具（黒か青のボールペン。消えるインクのペンは不可。）

<該当者のみ>

- 「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できなかったことについて(申告)」及び添付書類

### Q2 書類を紛失しました。

- A2 ①大学等奨学生採用候補者決定通知…再発行しますので、説明会の翌日以降（但し、土・日を除く）学生総合支援センターへ来てください。その際、本人の印鑑と採用候補者登録番号が必要です。なお、再発行には時間がかかる為、4月の振込に間に合わない事がありますので、ご注意ください。（\*説明会当日の対応はできません。）
- ②平成 31 年度 大学等奨学生採用候補者の皆さんへ「採用候補者のしおり」…説明会会場でお渡しします。説明会で呼びかけますので、その際手を挙げてください。
- ③「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できなかったことについて(申告)」…書類をお渡ししますので、説明会の翌日以降（但し、土・日を除く）学生総合支援センターへ来てください。（\*説明会当日の対応はできません。）

### Q3 「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できなかったことについて(申告)」及び添付書類とは一体なんの事でしょうか？

A3 入学時特別増額貸与奨学金を申請した人で、採用候補者決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金（日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の手続き必要）」と記載のある人は「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できなかったことについて（申告）」及び添付書類が必要になります。

この書類がない場合、入学時特別増額貸与奨学金の貸与は受けられません。

詳細は高校等から採用候補者決定通知と一緒に配付された書類をご確認ください。

Q4 なぜ、入学時特別増額貸与奨学金は日本学生支援機構の奨学金なのに、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の書類が必要なのですか？

A4 この「入学時特別増額貸与奨学金」は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の**融資を断られた方を救済する為に創設された奨学金**です。したがって、この入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける為には、保護者が日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申請し、融資を断られた証拠として、公庫発行の融資を断る旨が記載された文書を日本学生支援機構へ提出していただく必要があるのです。仮に日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の融資を受けられた場合はこの入学時特別増額貸与奨学金の対象者とはなりません。公庫のローンをそのまま利用していただく事になります。

また、日本政策金融公庫はこの奨学金とは何の関係もありませんので、公庫にこの奨学金について問合せないでください。

Q5 保護者が参加しても良いですか？

A5 席の余裕がないため、ご遠慮ください。

Q6 自分の子供が理解できるか不安なのですが。

A6 今後の手続はすべて学生本人が主体となって行うものですので、学生本人にご参加いただく必要があります。18歳等の方にもご理解いただけるよう丁寧に説明しますので、ご安心ください。

Q7 公的証明書等は必要ですか？

A7 説明会（進学届提出の段階）では提出の必要はありませんが、進学届を入力する際に住民票に記載の住所を入力する必要がありますので、本人の「住民票（コピー可）」や「マイナンバーカード」等、住民票の住所が分かるもの及び貸与奨学金で人的保証を選択した場合には、連帯保証人と保証人の「印鑑登録証明書」をご準備ください。手元に用意できなくても、内容が確認できれば問題ありません。

Q8 印鑑登録証明書(貸与奨学金の人的保証のみ)を提出するのはいつですか？

A8 採用後、貸与奨学生は「返還誓約書」を提出いただきますが、人的保証の場合には、その際の添付書類として連帯保証人及び保証人の「印鑑登録証明書」を提出していただきますので、進学届の入力のために取得した証明書は、提出まで大切に保管しておいてください。大学への提出期限は4月採用者は6月、5月採用者は7月を予定していますが、詳しい日程は採用書類配付時にお知らせします。

また、申込時にマイナンバーを提出していることにより、「住民票」の提出は必要ありません。

Q9 では、その採用書類はいつどのように配付されるのですか？

A9 採用説明会を開催し、その時に採用書類を配付します。採用説明会の日程は入学後、奨学金の掲示板でご確認ください。（例年、4月採用者は5月、5月採用者は6月に開催しています。

Q10 第二種奨学金に採用されましたが、第一種奨学金への変更を希望します。手続は？

A10 貸与種別を変更したい場合は、「在学採用」で新たに奨学金の申請をしていただく必要があります。

#### I 手続の流れについて

- ① 第二種奨学金については進学届を提出しておく。
- ② 「在学採用」で第一種奨学金に申請する。→（Ⅱ参照）
- ③ 4月～6月は第二種奨学金の貸与を受ける。
- ④ 第二種奨学金の返還誓約書を作成し、大学へ提出する。
- ⑤ 7月に「在学採用」の結果発表  
第一種奨学金採用の場合→ 第一種奨学金の返還誓約書作成と第二種奨学金の辞退（又は採用取消）手続  
第一種奨学金不採用の場合→ そのまま第二種奨学金の貸与が続く。

#### II 「在学採用」について

大学入学後に、在学学生を対象とした日本学生支援機構奨学金「在学採用」の募集があります。この「在学採用」については同日「日本学生支援機構奨学金 申請説明会」で申請方法の詳細をお話しますので、貸与種別の変更を希望する方は、そちらへも参加してください。